

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

八雲町

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 大新・熱田地域

(1) 現況

本地域は、酪農地帯であり、後継者不足による農家戸数の減少や農業従事者の高齢化も進行していることから、農用地の保全や農業用施設の保全に関する取組に要する農家の負担を軽減することが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、農業者だけでなく、地域住民の多様な参画のもと連携し、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

2. 野田生地域

(1) 現況

本地域は、平坦部の多くに生産性が高い水田を主流としている地域である。農業水利施設等の経年変化による機能低下が生じているほか、農家戸数の減少により、農道やかんがい施設の保全管理や農用地の保全に関する取組に要する農家の負担を軽減することが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、農業者だけでなく、地域住民の多様な参画のもと連携し、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3. 東野地域

(1) 現況

本地域は、緩やかな傾斜地での水田と水田の転作による施設園芸が盛んな地域である。平場地域との生産条件の格差に加え、農業水利施設等の経年変化による機能低下が生じているほか、農業従事者の高齢化も進行していることから農道やかんがい施設の保全管理や農用地の保全に関する取組に要する農家の負担を軽減することが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進するとともに、同項第1号に掲げる事業も併せて行うことで、農地維持と資源向上を目指すとともに、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

4. 入沢地域

(1) 現況

本地域は、緩やかな傾斜地での水田と水田の転作による施設園芸が盛んな地域である。平場地域との生産条件の格差に加え、農業水利施設等の経年変化による機能低下が生じているほか、農業従事者の高齢化も進行していることから農道やかんがい施設の保全管理や農用地の保全に関する取組に要する農家の負担を軽減することが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進するとともに、同項第1号に掲げる事業も併せて行うことで、農地維持と資源向上を目指すとともに、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

5. 熊石折戸地域

(1) 現況

本地域は、水稻・畑作地域である。農業従事者の高齢化も進行していることから農道やかんがい施設の保全管理や農用地の保全に関する取組に要する農家の負担を軽減することが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、農業者だけでなく、地域住民の多様な参画のもと連携し、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	大新・熱田区域	法第3条第3項第1号に掲げる事業
②	野田生区域	法第3条第3項第1号に掲げる事業
③	東野区域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業
④	入沢区域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業
⑤	熊石区域	法第3条第3項第1号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域を設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第2号に掲げる事業の実施に関し、以下のとおり定めることとする。

1 対象農用地の基準

(1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちアの要件を満たす農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取り組み活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。

なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

八雲町の全域を対象とする。

- (ア) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第4項の規定に基づき公示された特定農山村地域
- (イ) 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村地域
- (ウ) 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項の規定に基づき公示された過疎地域（同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。）
- (エ) 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域

イ 対象農用地

- (ア) 急傾斜農用地については、田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上
勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。
- (イ) 緩傾斜農用地については、田1/100以上1/20未満、畑・草地及び採草放牧地8度以上15度未満の全てを対象とする。

2 集落協定の共通事項

特に定めない

3 対象者

特に定めない

4 その他必要な事項

農業生産条件の強化に必要な自己施行の工種は次のとおりとする。

- (1) ほ場整備
畦畔・法面の改修
- (2) 水路工
用排水路の改修
- (3) 道路工
農道の砂利敷補修